

重要なお知らせ

(羅臼町の債権管理について)

町が有する全ての債権（町税、介護保険料、水道料、公住料、その他すべての債権）には納期が決められており、多くの皆様からは納期限までに納付いただいています。

町では、納期内納付について広報するとともに、「納税預金制度」等の納めやすい環境づくりを進めてきましたが、納期限を考慮せず自分の生活スタイルを優先する「ある時払い」の方が少なからずいることは事実であり、非常に残念に思っています。

町としては、財政健全化に取り組んでいるところですが、借入金（借金）により行政を運営しなければならない状況にあり、行政サービスを停滞させないためには、「ある時払い」の方が納期限までに納めなかった分（滞納分）も合わせて借入（借金）することとなります。

また、町として一番大事なことは、納期限までにきちんと納付いただいている多くの町民の皆様の公平感を維持することと考えており、このまま「ある時払い」を容認することはできません。

そのため、平成27年4月以降の納期に係るすべての債権について納期限後に納められた場合は、各法令の規定により延滞金等を加算して徴収することとしました。

安心、安全に暮らせる羅臼の町を子どもたちに引き継ぐためには、今まで「ある時払い」で納めていた方の協力が必要です。これを機会に生活スタイルを見直し、来年度以降の納期内納付に努めるよう、改めてお願いします。

平成26年12月25日

羅臼町長 脇 紀 美 夫

【問い合わせ先 羅臼町税務財政課 電話87-2113番】